

議案第6号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年5月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年5月17日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

いけだつねおきぞう
保護文化財 「池田恒興像」 (鳥取市)

本資料は鳥取県立博物館（鳥取市）が所蔵する。

池田恒興（1536～1584）は、初代鳥取藩主・池田光仲の曾祖父にあたり、天正12（1584）年、小牧・長久手の戦いにおいて徳川家康と戦い戦死した武将である。

本作品は恒興の曾孫である池田恒元つねもとが絵師かのおのぶ・狩野尚信りゅうほうじに描かせたもので、もとは龍峯寺（鳥取市）に伝わったとされる。

池田恒興像は鳥取・岡山両藩周辺で多く作成され流布していたが、本作品はその祖本であった可能性が考えられている。

県内所在の肖像画としても制作年代が古く、鳥取藩祖の肖像画であり、かつ狩野派の主要画家の筆になる例として、非常に貴重と考えられる。



第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）